

入 札 説 明 書

サンピアザ・デュオリニューアル等工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当部署

〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2号
株式会社札幌副都心開発公社 施設部施設課
電 話 011-890-2414
F A X 011-892-0100

2 工事概要

- (1) 工事番号 2016（建）第0001号
- (2) 工 事 名 サンピアザ・デュオリニューアル等工事
- (3) 工事場所 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2号ほか
- (4) 工事内容
 - ① サンピアザ・デュオリニューアル工事
 - ② サンピアザ建物補強工事
- (5) 工 期 平成30年2月28日まで

3 発注方式

この工事は、特定共同企業体による共同請負方式である。

4 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、下記(1)及び(2)の条件をすべて満たしていなければならない。また、入札参加者募集要項12に定める条件を満たしていない者は、落札者としな
いものとする。

- (1) その構成員のすべてが下記5に掲げる条件を満たしていること。
- (2) 下記6に掲げる共同企業体の結成条件を満たしていること。

5 共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「建築」で登録していること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市の再認定を受けていること。）
- (3) 上記(2)の平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録の際に客観的事項について算定された点数が 900 点以上であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 次に掲げる条件を満たす鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の新築又は増改築工事に係る建築工事（平成 13 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが行われているものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）について、元請としての施工実績があること。ただし、次に掲げる条件を満たす工事が共同企業体によるものである場合は、出資比率が 20%以上であること。
 - ① 共同企業体の代表者
1 棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が 4,000 m²以上の工事
 - ② 共同企業体の代表者以外の構成員
1 棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が 2,000 m²以上の工事
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 申請者と3カ月以上の雇用関係にあること。
- (8) 上記2に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (10) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者がこの入札に参加していないこと（同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者は除く）。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

6 共同企業体の結成条件

入札参加を希望する者は、次の結成条件を満たした共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が、2又は3社であること。
- (2) 札幌市に本社所在地を置く構成員を1社含んでいること。
なお、代表者の本社所在地は、その場所を問わない。
- (3) 各構成員が、本工事の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならない

こと。

- (5) 各構成員の出資の割合が均等割の 10 分の 6 以上であること。
- (6) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (7) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

7 設計業務等の受託者

上記 5 (8) の「上記 2 に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ① 株式会社石本建築事務所
- ② 株式会社建築工房
- ③ 株式会社丹青社

8 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

なお、上記 5 (2) に掲げる登録及び申請をしていない者を構成員とする共同企業体も次に従い申請書と資料を提出することができる。この場合において、当該構成員が上記 5 (1) 及び 5 (4) から (11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 5 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた共同企業体が入札に参加するためには、当該構成員が開札の時ににおいて上記 5 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間

平成 28 年 4 月 8 日（金）から平成 28 年 4 月 22 日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」と

いう。)を除く毎日、午前10時30分から午後5時00分まで

- (2) 申請書は、別添様式1により作成すること。なお、上記1に示す契約担当部署においても交付する。
- (3) 上記5(6)に掲げる同種の工事の施工実績の確認を行うにあたっては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記①の同種の工事の施工実績については、平成13年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事施工実績書

上記5(6)に定める条件を満たす工事の施工実績を構成員ごとに別添様式2に記載すること。記載できる同種の工事の施工実績の件数は各構成員につき3件までとする。

② 同種工事の施工を証する書面

上記①の同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証する書類(契約書の写し又は施工証明書等)を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類(工事カルテ、図面、設計書等)を添付すること。(共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。)

なお、書面の記載が日本語によらない場合には、日本語に訳した書面(様式は自由)を添付すること。

③ 配置予定技術者経歴書

上記5(7)に掲げる配置予定の技術者の資格等を別添様式3に記載し、保有している資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)と、監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

(※ 監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。)

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択

し、その旨を書面で提出すること。

また、共同企業体の構成員が同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した当該共同企業体は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。構成員が他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、当該共同企業体の全ての構成員に対して、参加停止を行うことがある。

④ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体協定書は、別表の様式（別添様式4）により作成すること。

⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写を提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税に関する申立書

別添様式5により構成員ごとに作成すること。

(5) 入札参加資格の通知

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。

また、その結果については、平成28年5月2日（月）までに通知する（予定）。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない

9 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、公社に対して次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限 平成28年5月13日（金） 午後5時00分

② 提出場所 上記1に同じ

③ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求めた者に対しては、平成 28 年 5 月 23 日（月）までに書面により回答する。

10 設計図書の閲覧

(1) 本工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間 平成 28 年 4 月 11 日（月）から平成 28 年 4 月 22 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前 10 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

② 閲覧場所 〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7 番 2 号

株式会社札幌副都心開発公社

又は

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 2 丁目 カミヤマビル 4 F

タイセイ株式会社 電話 011-222-1133

(2) 入札参加を希望する者は、上記閲覧期間中、次の場所において設計図書を有料で複写することができる。

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 2 丁目 カミヤマビル 4 F

タイセイ株式会社 電話 011-222-1133

(3) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、F A X 又は持参により提出すること。

① 提出期間 平成 28 年 4 月 18 日（月）から平成 28 年 5 月 13 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前 10 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

② 提出場所 上記 1 に同じ

(4) (3)の質問に対する回答は、質問者に対しては、質問を受領後、1 週間以内に F A X 等により回答する。また、次のとおり公社のホームページにおいても閲覧することができる。

- ① 閲覧期間 平成 28 年 4 月 18 日（月）から平成 28 年 5 月 31 日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

11 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札日時

平成 28 年 6 月 1 日（水） 午前 10 時 30 分

- (2) 入札及び開札場所

札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7 番 2 号

株式会社札幌副都心開発公社 会議室

12 入札及び開札方法

- (1) 入札書は、上記 11 に従い、紙の持参により提出すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、各構成員が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。

- (4) 1 回目の入札を行った結果、会社の予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

- (5) 入札書の提出について

- ① 入札書は、工事費等内訳書と共に封筒に入れて、上記 11(1)に定める入札及び開札日時に上記 1 の契約担当部署まで提出しなければならない。
- ② 入札書は、入札様式 1 により、書面により作成するものとする。入札者名は、特定共同企業体名及び代表者名を記載し、代表者が押印すること。
- ③ 代表者の代理人が提出する場合は、入札様式 2 により、委任状を持参すること。
- ④ 入札書の提出にあたっては、会社により入札参加資格があることが確認された旨の上記 8 (5)に掲げる通知書の写しを持参すること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

なし

(2) 契約保証金

なし

14 工事費等内訳書の提出

(1) 第1回の入札書を提出するにあたり、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書（様式は自由）を書面により添付すること。

(2) 工事費等内訳書は設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

15 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、公社により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札のときにおいて上記4に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、公社の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により上記2に示した工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

なお、本入札においては最低制限価格を設定する。

17 手続における交渉の有無

無

18 契約書作成の要否

要

19 前払金及び請負代金

(1) 前払金

前払金は、契約金額の3割以内とし、落札者が保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証書を公社に寄託した日から起算して30日以内に支払う。

(2) 平成28年度分請負代金

平成28年度分の請負代金は、契約金額の4割以内とし、平成29年3月31日に支払う。

(3) 平成29年度分請負代金

平成29年度分の請負代金は、平成30年3月31日に支払う。

20 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、本書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合においては、参加停止を行うことがある。

(4) 落札者は、上記5(7)に掲げる配置予定技術者経歴書に記載した配置予定の技術者を契約した工事の現場に配置すること。

(5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。